

他自治体の課税免除の状況

自治体名	課税免除の対象	考 え 方
東京都	10,000円未満の宿泊	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスマンや修学旅行客の負担を考慮 ・金額は、平均的な宿泊料金等を参考に設定 〔宿泊税のQ&Aなどより〕
大阪府	7,000円未満の宿泊	<ul style="list-style-type: none"> ・課税対象者の担税力を考慮 ・金額は、ビジネスホテルの平均宿泊料金や用途に必要な財源を確保する観点から設定 〔検討会議答申より〕
京都市	①修学旅行など学校行事に参加する学生、引率者など ②免税点なし	①将来の観光客増加への期待 ②税負担の考え方: 行政サービスを一定程度享受していることを勘案すると、広く負担を求めべき。 〔検討会議答申より〕
金沢市	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊料金にかかわらず観光客の方が受ける行政サービスに変わりはないとの考えから、全ての宿泊者の方に広く負担をお願いするもの。 〔宿泊税に関する考え方についてより〕
倶知安町	①修学旅行など学校行事に参加する学生、引率者など ②職場体験する学生など	①将来の観光客増加への期待 ②優秀な観光人材の確保への期待 〔倶知安町宿泊税に係る資料より〕
福岡県	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者が享受する行政サービスの受益の程度は宿泊料金にかかわらず同等であることから、広く課税し公平性を確保することが適当 ・宿泊客は宿泊以外にも移動や物・サービスの購入等、様々な場面で消費しており、一定の担税力を有すると考えられる。〔福岡県 宿泊税の制度設計より〕
福岡市	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊者は、行政サービスを一定程度享受しており、課税の公平性の観点を踏まえ、広く負担を求めることが望ましいことから、免税点は設けないことが適当 ・特別徴収義務者の事務負担等を踏まえ課税免除は設けないことが適当 〔検討委員会報告書より〕
北九州市	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の形態にかかわらず、行政サービスを享受する程度は変わらないため、公平性の観点から全ての宿泊者を対象とすることが望ましい。 ・福岡県が課税免除しない予定であるため、宿泊事業者の事務負担等を考慮 〔検討委員会報告書より〕